



八 監 第 2 1 3 号

令 和 5 年 8 月 2 1 日

八千代市監査委員 江 頭 博 彦

八千代市監査委員 大 谷 益 世

八千代市監査委員 大 塚 裕 介

監 査 結 果 公 表

地方自治法第199条第1項、第2項及び第4項の規定による上下水道局
の監査を行ったので、次のとおり公表します。

第1 監査の概要

1 監査の種類

地方自治法第199条第1項及び第4項の規定による定期監査並びに同条第2項の規定による行政監査

2 監査の対象機関

上下水道局

- (1) 経営企画課
- (2) 給排水相談課
- (3) 上水道課 ※村上給水場を含む。
- (4) 下水道課

3 監査の範囲

令和4年度（令和5年3月末現在）における上下水道局の財務事務及び事務事業（一部、過年度分を含む。）

4 監査の着眼点

予算の執行状況、事務事業の執行状況、補助金交付事務の状況、契約事務の状況、財産の管理状況について、合规性及び効率性を主眼に、過去の監査結果等を勘案し、想定されるリスクに応じた着眼点をもとに監査を実施した。

5 監査の実施内容

重要リスクに対する内部統制の整備状況及び運用状況等を監査し、その有効性を評価するとともに、当該事務が関係法令及び規程等に準拠し適正で効率的かつ効果的に行われているかを、証ひょう書類等を突合するなどの監査手続を通じて検証を行った。

6 監査の期間

令和5年5月9日から同年8月16日まで

第2 監査の結果

監査対象機関の財務事務及び事務事業の執行状況は、関係法令等及び予算目的にのっとりて執行されており、おおむね適切であると認められた。

なお、監査対象機関ごとの所見（要望事項）は、次のとおりである。

所見

対象機関	区 分	内 容
上水道課	要望事項	1 村上地区等における水道水の濁り水の発生に係る対応について 村上地区等における水道水の濁り水の発生については、八千代市水道施設再構築基本計画に基づき、令和元年度から継続事業で実施していた村上給水場の施設改良工事において発生した事案であるが、今後も浄・給水場の統廃合を視野に入れた改良工事等は計画的に行われることとなっている。 このことから、村上地区等における水道水の濁り水の発生の原因究明を行うとともに、今後の浄・給水場における改良工事等を行う上での再発防止に努められたい。